

平成 30 年 10 月 30 日

女性専用車両に係る案内標示の一部変更について

名古屋市交通局

1 趣旨

障害者差別解消法の趣旨をふまえ、一定の合理的配慮が必要な男性障害者の女性専用車両への乗車について、お客さまにご理解いただけるよう案内標示を一部変更します。

2 変更内容

(1) 案内ステッカーへの文言の追加

現行の標示に以下の一文を付け加えます。

「また、一定の配慮が必要な方等、男性のお客さまがご乗車されていますが、ご理解ください。」

(名城線・名港線)



※現在でも、例えば目の不自由な男性のお客様が単独でご乗車された場合に他の車両へ移動を促すことは行っておらず、今回の標示の変更により女性専用車両へのご乗車の取扱いを変更するものではありません。

(2) 案内ステッカーの貼付箇所

- ア 東山線及び名城線・名港線の女性専用車両車内
- イ 東山線可動式ホーム柵の女性専用車両乗車口

(3) 変更時期

平成30年11月から（順次）

(4) お客さまへのご案内

案内標示の変更に合わせて、目の不自由なお客さまへのお声掛けや、合理的配慮が必要なお客さまへの理解が得られるよう、車内及び駅における案内放送を実施します。